

飛島遊歩道除草業務委託 仕様書

1. 件名

飛島遊歩道除草業務委託

2. 委託期間

契約の日から令和8年10月31日まで

3. 施行

(下刈)

下刈は、林内に繁茂する雑草、蔓茎類をすべて地際より刈り払い、刈り残しや刈りむらのないよう均一に刈り込むものとする。その際、植栽木及び存置木に損傷を与えないよう留意し、刈り払った雑草等は林内に整理のうえ残置するものとする。

(清掃)

下刈作業の際、遊歩道上に刈り払った雑草や落ち葉等があった場合は掃き掃除等も行うこと。

(枝落とし)

遊歩道上にある枯れ枝、損傷木または通行上支障となるものを対象とする。作業に当たっては、幹の部分を損傷しないよう、かつ切り欠けを残さないよう実施しなければならない。

4. 作業回数

年3回（委託者の指定する時期）

5. 作業区域

飛島遊歩道（別紙飛島遊歩道除草区域図のとおり）

6. 委託料の支払い

委託料の支払いは、作業指示業務を完了した都度とする。受託者は委託者が行う検査に合格したときは委託者に対し委託料の請求書を提出するものとする。委託者は正当な請求書を受理した日から起算して30日以内に受託者に支払う。

7. 検査について

受託者は、作業を完了する毎に、以下の書類を委託者に提出し、委託者の検査を受けること。

(1) 作業完了報告書

(2) 施行前写真・施行中写真・施行後写真 (いずれも同一箇所からの写真)

8. 業務に必要な物資について

- ・草刈機は委託者が提供する。
- ・草刈機の稼働に必要な燃料及び替刃は受託者の準備とする。

9. 再委託禁止の是非

受託者は、受託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。

業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、事前に委託者の書面による承認を得なければならない。

10. 受託者の責務

受託者は、業務の遂行に当たって関係法令を順守しなければならない。

11. その他

委託者が必要と認めるときは、受託者に対しこの業務に関する報告を求めることができる。

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈に疑義が生じた事項は、委託者と受託者が協議して決定するものとする。